

本案理由、
存、改正、
第、

八	閣	既	一	四	又	柳	其	功	山
事	上	既	因	力	八	危	與	子	子
項	テ	第	執	理	不	除	換	子	子
約	ハ	三	義	論	可	負	第	子	子
於	特	而	務	第	抗	担	四	子	子
其	規	三	消	三	力	理	而	子	子
規	定	十	滅	章	因	論	十	子	子
定	要	五	事	規	以	詳	九	子	子
日	ス	條	屬	定	物	力	條	子	子
揭	ル	ニ	之	不	件	ニ	及	子	子
ク	ル	テ	也	能	毀	之	第	子	子
ル	至	九	也	目	滅	滅	四	子	子
至	有	力	力	的	人	負	而	子	子
當	明	如	十	物	担	担	二	子	子
其	故	第	四	喪	何	人	十	子	子
為	三	條	下	失	人	ニ	條	子	子
又	條	件	雖		在	事		子	子
該	件	三	也					子	子

寫

民法
 債權
 債務

益	同	其	以	過	明	十	負	心	合
ハ	一	喪	其	失	中	六	担	ト	意
毫	ノ	失	物	ハ	ニ	條	ハ	キ	ヲ
之	合	毀	多	因	之	定	要	ハ	以
ヲ	意	損	少	テ	テ	必	約	授	テ
失	ニ	限	毀	ス	テ	死	者	與	單
フ	因	度	損	レ	テ	ル	又	又	純
コ	リ	以	限	テ	物	所	ハ	不	又
重	自	應	ル	ハ	以	ニ	讓	諾	不
無	己	ト	ト	全	故	テ	受	約	有
ハ	ノ	キ	部	部	敗	其	人	レ	期
ハ	受	ハ	ハ	ハ	債	理	ニ	タ	ニ
ハ	ク	義	一	分	務	由	在	ル	テ
ハ	可	務	分	喪	者	ハ	リ	目	テ
ハ	キ	者	分	失	又	同	是	的	テ
ハ	權	又	喪	レ	ハ	條	レ	物	テ
ハ	利	ハ	失	又	同	三	第	ハ	授
ハ	及	讓	レ	又	條	百	三	危	與
ハ	ヒ	渡	又	又	三	三	三	險	レ
ハ	利	人	又	又	說	三	三	ハ	タ

百

其	其	原	原	更	得	擊	全	然
目	由	因	始	新	ル	ル	其	然
的	存	ル	原	ス	ル	利	趣	條
喪	存	ル	因	ル	ル	利	又	件
失	ス	ル	ハ	ニ	ル	又	異	ノ
ス	ル	キ	依	反	テ	祭	ニ	場
ル	所	リ	然	ハ	其	生	以	合
又	ノ	然	存	ス	權	セ	條	就
ト	目	以	在	又	利	必	件	中
無	的	其	レ	之	發	唯	成	停
レ	十	其	條	又	已	之	就	止
ト	カ	權	件	取	親	非	セ	條
セ	ル	利	成	消	發	希	カ	件
又	可	ハ	就	ス	生	望	ル	場
若	カ	祭	ハ	ト	セ	ル	間	合
レ	テ	生	唯	能	ル	ト	ハ	ニ
其	然	ル	補	ハ	ル	ト	之	於
全	ル	ニ	充	ス	セ	テ	ニ	テ
部	ル	ニ						

五

其	ノ	ル	此	ヲ	ハ	モ	受	ノ	喪
其	ト	モ	ノ	負	サ	亦	ス	成	失
贈	謂	ノ	場	担	ル	其	可	立	ス
物	テ	ニ	合	ス	ヲ	代	キ	ス	ル
ヲ	可	非	ニ	ル	以	償	者	ル	ト
保	シ	ス	於	テ	テ	ト	ハ	コ	ト
持	蓋	ト	テ	ハ	其	モ	之	ト	ハ
テ	ニ	雖	ハ	ト	実	夫	ヲ	能	傳
カ	贈	モ	贈	謂	諾	約	受	ハ	止
ル	者	亦	者	可	約	者	取	ス	中
可	ハ	物	ハ	以	又	ハ	ル	約	ノ
キ	何	喪	贈	又	ハ	對	能	物	合
モ	レ	失	物	傳	讓	價	ハ	又	意
贈	ハ	ヲ	ノ	止	渡	知	ル	ハ	目
物	途	負	對	條	人	任	可	讓	的
合	出	担	價	件	物	不	以	渡	ト
因	ツ	ス	ヲ	附	ハ	ル	然	物	キ
於	ル	ル	得	ノ	喪	能	レ	ヲ	カ
之	ル	モ	得	贈	失	及	ト	領	為

58

キ	蓋	條	毛	右	ヲ	者	足	夫	ヲ
モ	ニ	件	亦	ノ	夫	ノ	ヲ	ニ	夫
ノ	條	ノ	論	論	ノ	謝	有	ニ	ニ
ニ	件	溯	理	決	可	意	セ	ル	ル
テ	ハ	及	上	タ	ニ	加	又	モ	ル
而	原	力	原	ル		之	其	ノ	ニ
ニ	束	ト	則	諾		贈	希	十	非
テ	合	背	ノ	約		與	望	レ	ス
テ	意	馳	自	者		ニ	ニ	ハ	ニ
合	ノ	ス	然	ニ		因	タ	結	テ
意	日	ル	ハ	対		リ	ル	局	意
ノ	ニ	カ	結	談		得	所	贈	外
時	溯	如	果	頌		ハ	ノ	與	ノ
ニ	リ	キ	ニ	ヲ		キ	無	ヲ	喪
當	初	觀	過	ル		養	形	為	夫
テ	カ	十	キ	嚴		料	ノ	ニ	ニ
ハ	ヲ	レ	ス	十		等	利	タ	因
目	有	ト	唯	リ		總	益	ル	リ
的	ス	セ	或	ト		テ	受	ノ	之
物	ハ	ス	ハ	雖		之	贈	滿	ヲ

結

発	諾	セ	ツ	リ	テ	然	可	ス	存
生	ノ	ン	其	蓋	右	レ	キ	ル	在
ニ	日	ニ	條	レ	ノ	ト	ニ	ト	ニ
合	ニ	條	件	條	論	モ	似	キ	タ
意	廻	件	有	件	決	其	タ	ハ	ル
自	リ	ノ	効	ヲ	ヲ	実	リ	債	カ
體	発	成	ニ	レ	疏	此		権	故
ノ	生	純	成	テ	明	疑		者	ニ
成	セ	ニ	純	溯	ス	議		又	目
立	レ	因	ス	及	ル	ハ		ハ	的
ス	ノ	リ	ル	力	ハ	正		讓	物
ル	ン	合	コ	ヲ	敢	確		受	喪
コ	ニ	意	ト	生	テ	ノ		人	失
ト	ハ	ノ	ヲ	セ	難	モ		其	ス
ヲ	其	効	要	レ	キ	ニ		喪	ル
要	効	力	ス	ム	ニ	ア		決	モ
ス	力	ヲ	之	ル	非	ア		ヲ	條
然	自	レ	ヲ	ニ	ヤ	ラ		負	件
ル	體	テ	換	ハ	ル	ス		担	成
ニ	ノ	兼	言	先	十	レ		ス	純

可

本邦ノ規定ハ簡潔ニテ且公義條理ニ適シタ	規定スル趣旨同様ナラズ	テハ稍々論難ス可キコト有リテ外國法ノ之ヲ	物ノ一分喪失シ又ハ單ニ毀損シタル場合ニ付	ス可シ條件附ノ合意ニ於ケルニテ亦其理一ナリ	存シ得ハキトキニ限ル否カレバ其相統權消滅	得ルニ其遂ニ相統ヲ確得スルハ其出生ニ且生	得ハシ即チ胎兒ハ出生以前ニ相統スルコトヲ	ナリ蓋シ條件附ノ合意ハ之ヲ胎兒ニ比スルヲ	其合意ハ目的ナケレバ成立スルコト能ハサル
---------------------	-------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

百五

ヲ	均	額。	ヲ	唯	へ	ヲ	羊	之	ル
以	一	ノ	言	羊	ル	エ	分	ヲ	ス
テ	十	羊	へ	分	格	テ	ニ	全	ノ
特	ヲ	分	ハ	以	言	之	過	部	ナ
ニ	カ	ヲ	分	上	ノ	ヲ	キ	ノ	リ
此	ル	指	量	ノ	適	負	カ	喪	即
ニ	場	ス	數	喪	用	担	ル	失	々
注	合	モ	目	失	ナ	セ	ト	ニ	物
意	ニ	リ	長	ト	リ	エ	キ	準	ノ
ヲ	於	ナ	短	少		ム	ハ	エ	喪
為	テ	リ	ノ	フ		是	敢	諾	失
ス	大	此	羊	エ		レ	テ	約	羊
	ニ	点	分	分		多	之	者	分
	利	如	ヲ	量		ハ	ヲ	ノ	以
	害	何	指	ノ		少	問	負	上
	ヲ	ハ	ス	羊		ヲ	ハ	担	ナ
	異	物	ニ	分		合	ス	ト	ル
	ニ	ヲ	非	詳		ム	要	為	ト
	ス	諸	ス	ニ		ト	約	エ	キ
	ル	部	價	之		云	者	其	ハ

有

喪	賣	除	事	力	解	件	又
失	渡	條	者	三	除	八	本
之	物	件	、	反	條	場	條
爾	件	附	位	之	件	合	、
后	又	、	置	二	、	、	解
條	全	、	相	箇	合	規	除
件	部	、	反	、	意	定	條
成	喪	、	ス	場	、	、	件
就	失	、	ル	合	夜	、	、
之	、	為	カ	ヲ	、	異	場
又	又	、	如	比	、	十	合
、	ハ	、	ク	較	効	ル	、
上	其	、	テ	對	力	カ	於
也	價	、	ル	、	ハ	如	テ
、	額	條	、	ス	停	、	、
此	、	件	、	ル	止	何	物
場	、	、	、	ト	條	ト	、
合	、	成	然	、	件	、	喪
、	、	就	、	、	、	、	失
於	上	前	、	、	効	、	、
			解			條	損

百五

又	失	夕	負	不	ハ	傳	之	ル	テ
九	亡	ル	負	可	解	止	之	カ	ハ
訓	若	過	担	ケ	除	條	ヲ	故	買
キ	大	過	ト	レ	ハ	件	讓	ニ	主
ハ	ハ	キ	ト	ハ	成	付	受	之	ハ
條	其	カ	タ	ナ	就	ニ	人	ニ	買
件	價	ル	ル	リ	ス	テ	ト	要	受
有	額	又	ハ	是	ル	諾	物	約	物
効	手	明	前	ヲ	ト	約	ス	者	ノ
ニ	分	ナ	ニ	以	キ	者	ル	ノ	取
成	以	リ	述	テ	ハ	又	ヲ	物	得
就	上	蓋	ハ	本	賣	ル	得	ヲ	ヲ
ス	ニ	己	タ	條	主	モ	ハ	附	要
ル	當	賣	ル	物	ノ	ハ	キ	ス	約
コ	ル	渡	原	ノ	權	ナ	モ	ル	ニ
ト	部	物	則	喪	利	ナ	リ	コ	タ
能	分	ノ	ヲ	失	再	何	ト	ト	ル
ハ	喪	全	適	ヲ	ニ	ト	ナ	ヲ	モ
不	失	部	用	買	發	十	買	得	ノ
此	レ	喪	レ	主	生	レ	主	加	ナ

寫

ケ	シ	第	ス	件	ノ	ノ	能	着	場
サ	カ	四	可	成	モ	ヲ	ハ	做	合
ル	為	百	シ	就	ノ	取	ス	サ	ニ
モ	メ	十		ス	ヲ	戻	故	ル	於
亦	之	九		ル	返	カ	ニ	カ	テ
自	ヲ	條		ユ	還	、	讓	故	ハ
ラ	設	第		賣	ス	ル	渡	ニ	物
此	ケ	三		買	ル	ヲ	人	ニ	既
論	タ	項		ハ	コ	以	ハ	讓	ニ
決	ル	ハ		確	ト	テ	毫	渡	存
ヲ	ノ	唯		定	無	亦	元	人	在
下	ニ	法		ニ	ニ	毫	其	ニ	セ
ス	ニ	文		讓	是	元	讓	之	ス
ヲ	ニ	ヲ		受	ヲ	其	渡	ヲ	又
得	テ	回		人	以	受	ニ	還	ハ
ハ	特	滑		損	テ	取	タ	付	存
ニ	ニ	十		失	豫	リ	ル	ス	在
即	之	ヲ		ヲ	定	タ	所	ル	セ
ケ	ヲ	ニ		負	人	ル	ノ	コ	ス
價	設	メ		担	條	所	モ	ト	ト

百

レ	ノ	第	求	カ	ノ	ス	=	サ	額
テ	一	四	ム	ラ	ノ	ル	之	ル	ノ
其	方	百	ル	ス	減	権	ト	ト	半
一	=	二	コ	毫	=	利	相	キ	分
方	帰	十	ト	モ	物	ヲ	殺	ハ	以 ¹⁰
タ	ス	條	ヲ	自	ハ	有	ス	讓	下 ⁰
ル	可	ハ	得	己	ラ	ス	ル	受	=
必	キ	喪	ス	ノ	ス	ル	エ	人	付
ス	場	失		供	現	者	ノ	ハ	キ
條	合	若		ス	状	其	ト	増	喪
件	ヲ	ク		可	=	喪	ス	價	失
ノ	規	ハ		キ	テ	失	故	ノ	毀
事	定	毀		討	之	損	=	幸	損
タ	ヌ	損		價	ヲ	ヲ	條	運	アリ
成	ル	ノ		=	受	負	件	アリ	タル
就	モ	責		付	取	担	ノ	タ	ル
セ	ノ	ヲ		キ	ラ	シ	成	タル	=
サ	十	当		減	サ	其	就	カ	過
ル	リ	事		少	ル	物	=	改	キ
ニ	而	者		ヲ	可		関		

第百

若	場	棄	ハ	賠	ル	喪	ア	ハ	当
己	合	ス	他	償	所	失	ル	喪	り
右	ニ	ル	ノ	ヲ	ノ	ア	当	失	物
ノ	於	カ	当	求	モ	ル	事	ノ	ヲ
場	テ	ヲ	事	ム	ノ	ト	者	全	右
合	モ	隨	者	ル	ヲ	キ	者	部	有
ニ	損	意	ハ	ヲ	得	ハ	之	タ	ニ
於	害	ニ	合	得	ハ	他	之	ル	タ
テ	賠	決	意	ハ	ノ	ノ	ヲ	ト	ル
損	償	ス	ヲ	ハ	ノ	一	負	一	者
害	ヲ	ル	維	又	責	方	担	分	タ
ヲ	係	ヲ	持	其	ヲ	ハ	セ	タ	ル
被	セ	得	ス	喪	免	対	ル	ト	可
リ	求	ル	ル	失	シ	價	ト	ヲ	ニ
ヲ	ム	ハ	カ	一	且	ト	ハ	河	此
ル	ル	勿	又	方	併	ニ	故	ハ	場
当	ト	論	ハ	ナ	セ	テ	ニ	ス	合
事	ト	何	之	ル	テ	負	全	過	ニ
者	ヲ	レ	ヲ	ト	損	担	部	失	於
合	得	ノ	抛	キ	害	ス	ノ	失	テ

百五

棄	当	テ	意	ノ	件	リ	ノ	解	意
之	リ	賣	單	ニ	ノ	ト	傳	除	ノ
タ	買	買	純	ト	解	キ	止	ナ	解
ル	主	ヲ	ノ	テ	除	ト	ナ	ル	除
ニ	其	約	モ	解	ナ	ト	ト	ニ	ヲ
因	物	シ	ノ	除	ル	同	キ	從	請
リ	ノ	タ	ト	條	ト	一	ハ	ニ	求
條	大	ル	為	件	キ	ノ	事	ニ	ス
件	ニ	ニ	ル	ヲ	ハ	地	者	其	ル
成	毀	條	ナ	解	解	位	ハ	結	ト
就	損	件	リ	除	除	ヲ	毫	局	キ
ス	ス	ノ	例	ス	條	保	ト	ヲ	ハ
ル	ル	未	ハ	ト	件	有	同	フ	條
モ	ヲ	タ	ハ	謂	ノ	ス	フ	セ	件
賣	顧	成	解	フ	ニ	可	セ	ス	ノ
主	ニ	就	除	可	ヲ	ト	意	即	傳
之	ス	セ	條	ト	取	然	ヲ	止	ナ
ヲ	之	サ	件	故	消	ル	為	ナ	ル
取	ヲ	ル	附	ニ	ス	ニ	サ	條	ト
戻	抛	ニ	ニ	合	モ	條	、	件	

百五

り	一	黙	物	乙	主	セ	解	セ	ス
系	二	承	物	乙	心	テ	除	ン	工
乙	三	補	蓋	可	恣	損	七	ニ	ト
外	テ	解	二	カ	ニ	害	賣	此	ヲ
ル	既	除	第	ラ	賣	賄	買	場	欲
カ	ニ	條	四	サ	主	償	ハ	合	セ
如	第	件	而	ハ	ヲ	求	單	ニ	ス
ク	二	双	者	十	乙	ル	純	在	加
契	百	務	十	九	テ	コ	確	テ	之
約	九	契	一	九	物	ト	定	ハ	損
ヲ	十	約	條	九	ヲ	ト	ル	賣	害
雙	七	ハ	特	九	取	ヲ	主	主	賄
務	條	特別	別	九	戻	得	ハ	解	ヲ
ト	ヲ	大	大	九	成	何	解	除	請
片	説	九	九	九	利	銀	條	件	求
務	明	効	九	九	益	桂	件	ハ	ニ
ト	ス	力	九	九	喪	借	ハ	知	知
ニ	ル	力	九	九	失	買	且	知	知
區	三	力	九	九	ハ	買	併	知	知
別	当	力	九	九	ハ	買	併	知	知

可也

過	己	全	結	是	マ	十	意	合	又
キ	ハ	ク	果	配	ヲ	リ	ヲ	意	ル
ナ	却	自	ヲ	當	ハ	蓋	解	ハ	一
ル	テ	己	被	ヲ	遂	ニ	除	不	大
可	其	義	ル	受	ニ	此	不	履	利
ケ	後	務	至	ケ	債	當	ル	行	益
シ	ク	ヲ	ル	カ	務	事	ヲ	訴	ヲ
ハ	可	奉	可	ル	者	者	得	テ	ル
十	キ	テ	己	ヲ	ハ	其	セ	ル	ヲ
リ	所	テ	何	得	他	通	己	當	大
然	償	ル	ト	ス	ノ	常	ル	事	則
ニ	七	可	代	己	債	ノ	ハ	者	然
之	論	カ	長	テ	権	訴	類	ヲ	レ
未	一	テ	ハ	債	者	ヲ	ハ	テ	レ
レ	部	ス	其	務	ト	有	大	法	レ
テ	分	而	當	者	俱	ス	十	律	レ
解	ヲ	己	事	無	ニ	ル	ル	上	レ
除	得	テ	者	資	其	ニ	恩	合	レ
	ル	自	ハ	力	財	止	典		

解

付	且	動	現	美	同	井	合	為
且	買	產	物	履	時	得	意	又
主	主	買	若	行	自	也	以	日
買	其	其	處	己	己	公	其	十
主	義	義	對	亦	亦	之	其	又
約	諾	諾	價	其	務	又	詳	得
定	取	取	款	其	者	詳	言	也
定	庚	庚	款	其	又	言	也	已
期	其	其	款	其	又	其	如	公
限	其	其	款	其	又	其	其	之
補	其	其	款	其	又	其	其	下
至	其	其	款	其	又	其	其	之
中	其	其	款	其	又	其	其	之
代	其	其	款	其	又	其	其	之
價	其	其	款	其	又	其	其	之
款	其	其	款	其	又	其	其	之
并	其	其	款	其	又	其	其	之
濟	其	其	款	其	又	其	其	之

為

南

亦	除	代	之	口	貴	賦	下	復	也
之	廢	價	之	下	重	賦	身	正	廿
小	權	外	賣	無	中	亦	得	更	九
同	利	以	却	夕	九	蓋	此	三	十
上	毛	于	也	先	毛	毛	推	賣	大
久	先	并	毛	取	取	先	利	渡	買
公	取	濟	外	特	十	取	交	物	主
示	特	又	買	權	力	特	先	以	亦
方	權	受	主	之	即	權	取	古	賣
式	下	存	大	依	牛	毛	特	有	買
又	同	凡	他	亦	買	亦	權	以	解
經	一	口	大	賣	主	解	下	自	除
以	定	下	債	渡	小	權	大	也	已
天	益	未	權	物	解	利	所	移	所
買	亦	得	者	又	除	同	類	下	有
主	凡	然	一	差	請	毛	似	發	權
下	毛	長	優	押	求	同	又	書	亦
更	故	毛	先	之	不	毛	毛	水	面
心	心	解	其	其	心	心	心	心	心

寫

手	主	同	又	又	可	產	尚	益
單	既	已	有	ハ	賣	先	亦	賣
債	代	解	セ	其	主	取	動	債
權	價	除	カ	賣	買	特	產	債
ノ	ヲ	權	ル	渡	主	權	ノ	買
ル	拂	ヲ	至	物	賣	事	賣	買
ル	ヒ	行	リ	毀	渡	ノ	主	買
債	タ	ヲ	タ	損	物	規	ハ	買
債	ル	不	ル	テ	ヲ	定	他	買
債	ト	ト	ト	賣	相	ス	保	買
債	キ	ヲ	キ	買	當	ル	護	買
毫	ハ	得	ハ	ノ	ノ	賣	ノ	解
毛	之	ハ	買	時	時	買	受	解
先	ヲ	之	主	ト	期	之	ノ	解
取	取	然	モ	同	引	ノ	ル	解
特	戻	レ	亦	一	渡	ヲ	所	解
權	ス	ト	賣	ノ	物	說	ノ	解
十	ニ	モ	主	形	物	明	ノ	解
シ	付	買	ト	狀	ス	ス	動	解

寫本

何	甘	解	會	然	美	外	工	賣	為
耳	混	除	限	然	發	履	履	賣	為
大	渚	權	片	發	後	行	得	賣	為
其	林	飛	何	後	心	解	除	賣	為
掃	心	行	何	心	至	除	補	賣	為
如	片	天	必	至	又	後	謂	賣	為
代	焉	得	必	買	買	天	謂	賣	為
價	七	八	必	主	主	至	謂	賣	為
不	應	賣	必	以	代	其	謂	賣	為
賣	特	主	必	價	價	以	謂	賣	為
主	以	資	必	天	天	解	謂	賣	為
以	天	力	必	義	解	除	謂	賣	為
天	以	有	必	發	不	訴	謂	賣	為
買	天	不	必	履	補	權	謂	賣	為
主	買	九	必	行	到	天	謂	賣	為
美	主	十	必	行	義	行	謂	賣	為
際	美	卷	必	行	務	天	謂	賣	為
際	際		必	行		天	謂	賣	為

寫

取	ル	一	全	義	ト	全	又	ハ	又
リ	可	分	部	務	モ	部	解	借	可
タ	ケ	ノ	ヲ	ノ	義	ヲ	除	托	レ
ル	レ	解	解	一	務	履	ヲ	ヲ	然
所	ハ	除	除	分	ヲ	行	請	為	レ
ノ	ナ	ハ	ス	ヲ	守	セ	求	ス	ト
モ	リ	結	ル	履	テ	サ	ス	ニ	モ
ノ	勿	結	コ	行	サ	ル	ル	及	第
ヲ	論	者	ト	口	ル	ヲ	ハ	ハ	四
返	解	ノ	ヲ	サ	ヲ	必	ハ	ス	百
還	除	目	得	ル	以	要	当	論	七
口	ヲ	的	レ	ト	テ	ト	事	者	十
サ	請	三	レ	キ	足	レ	者	ノ	七
ル	求	應	何	ト	リ	唯	一	方	條
可	ス	セ	ト	雖	ト	其	方	規	二
カ	ル	サ	ナ	モ	ス	幾	其	定	ス
テ	者	ル	ハ	亦	而	分	義	ス	ル
ス	ハ	コ	義	務	レ	タ	務	所	所
例	其	ト	務	履	テ	リ	ノ		
ハ	受	有	務						

寫

其	ヲ	ニ	ナ	主	可	レ	ラ	ト	ハ
部	返	於	リ	ト	ク	タ	ス	キ	賣
分	還	テ	又	共	且	ル	何	ハ	主
ノ	シ	モ	賣	有	一	部	ト	讓	其
ニ	賣	買	渡	者	分	分	ナ	渡	代
テ	ノ	主	物	タ	ノ	ノ	レ	ノ	價
ハ	全	ハ	ノ	ラ	回	ミ	ハ	一	ノ
之	部	其	一	レ	復	ヲ	一	分	一
ニ	ヲ	部	分	ム	ハ	更	分	ノ	分
有	解	ヲ	ノ	ル	賣	ニ	ノ	解	ヲ
益	除	保	ミ	ノ	主	讓	ミ	除	受
ナ	ス	有	ノ	結	ヲ	渡	ヲ	得	取
ク	ル	ス	引	果	レ	ス	回	ル	リ
サ	コ	ル	渡	ヲ	テ	ハ	復	ニ	タ
ル	ト	ニ	アリ	生	其	容	ス	止	ル
コ	ヲ	及	リ	ス	意	易	ル	マ	過
ト	得	ハ	タ	可	ニ	ナ	モ	ル	キ
有	蓋	ス	ル	ク	及	ラ	其	可	サ
ル	シ	之	場	レ	レ	サ	回	カ	ル
			合	ハ	買	ル	復		

寫

ノ	未	之	ル	本	ヲ	ヲ	告	ノ	可
義	夕	ヲ	コ	條	奪	契	ハ	解	ケ
務	到	請	ト	第	フ	約	固	除	レ
ヲ	束	求	ヲ	二	ハ	ノ	ヨ	ヲ	ハ
尽	セ	ス	要	項	至	一	リ	言	十
ス	又	ル	ス	ニ	当	分	違	渡	リ
ハ	ハ	ノ	ト	解	ニ	ヲ	約	ス	又
エ	対	必	云	除	非	守	ノ	ハ	被
ト	手	要	ハ	ハ	サ	ラ	過	安	告
ノ	ノ	ア	リ	当	レ	レ	失	当	タ
口	義	ル	解	然	ハ	ノ	ア	ニ	ル
実	務	所	除	行	十	係	リ	ア	賣
ヲ	履	以	ヲ	ハ	リ	也	ト	ラ	主
設	行	ハ	得	レ	ニ	テ	雖	カ	ニ
ケ	ヲ	債	ル	ス	輔	其	モ	ル	対
巧	待	務	ニ	之	到	一	之	十	レ
ニ	テ	者	裁	ヲ	款	分	ヲ	リ	テ
不	自	期	判	請	行	ノ	レ	蓋	モ
履	己	限	所	求	款	利	テ	レ	一
		ノ	ニ	ス	行	益	強	被	分

可

以	恩	理	シ	ル	ル	ル	十	ト	行
テ	惠	由	ト	モ	所	可	ヲ	有	ノ
法	期	ハ	ス	ノ	十	カ	エ	ル	事
文	限	裁	ル	=	ル	ラ	ソ	可	実
=	ヲ	判	者	非	カ	ス	ハ	キ	ヲ
特	許	所	其	サ	故	然	当	カ	蔽
=	ス	ヲ	請	ル	=	ル	然	故	ハ
此	ル	エ	求	ヤ	本	=	解	=	シ
事	ヲ	テ	ヲ	明	條	此	除	非	ト
ヲ	得	不	為	カ	第	契	ヲ	ス	エ
記	セ	幸	ス	ナ	二	約	契	若	此
載	エ	且	ヲ	リ	頂	ハ	約	エ	点
エ	ル	善	必	蓋	ハ	却	ス	此	=
夕	ル	意	要	之	此	テ	ル	理	付
リ	=	ナ	ト	解	理	次	コ	由	キ
リ	在	ル	エ	除	由	條	ト	ヲ	章
リ	リ	債	タ	権	=	認	ヲ	エ	ノ
リ	是	務	ル	ヲ	基	許	テ	テ	起
リ	ヲ	者	真	行	キ	ス	至	当	ル
リ		=	ノ	ハ	夕		当	コ	コ

百五

ノ	ス	律	意	基	二	者	法		
一	ル	上	思	ノ	解	ノ	律		
方	旨	ノ	ヲ	モ	除	意	上		
ノ	ヲ	推	顯	ノ	ヲ	思	雙		
之	約	定	表	二	以	ヲ	務		第
ヲ	サ	ヲ	ス	非	テ	推	契	四	四
為	、	覆	ル	又	履	測	約	而	百
ス	ル	サ	コ	是	行	之	二	二	十
コ	可	シ	ト	ヲ	ノ	ヲ	解	十	二
ト	カ	ト	ヲ	以	担	解	除	四	條
ヲ	ラ	セ	得	テ	保	釋	條	件	第
得	ス	ハ	然	當	ト	之	ヲ	附	四
而	且	明	レ	事	為	タル	之	而	百
テ	其	白	ト	者	ス	ハ	ル	二	十
其	抛	二	モ	ハ	公	ノ	過	三	條
一	棄	解	當	之	秩	キ	ハ	及	第
方	ハ	除	事	二	序	又	當		
解	當	ヲ	者	反	二	故	事		
	事	抛	此	ス	ル				
	者	棄	法	ル					

第

第	レ	二	二	黙	白	又	又	解	除
一		十	箇	示	：	黙	當	除	権
黙		一	ノ	ノ	之	示	事	権	ヲ
示		條	大	解	ヲ	ノ	者	ヲ	拋
ノ		ト	差	除	約	解	ハ	失	棄
解		ヲ	異	條	ス	除	此	ハ	ス
除		對	アリ	件	ル	條	法	レ	ル
ハ		照	テ	ト	コ	件	律	ハ	モ
之		ス	第	示	ト	ヲ	上	ル	之
ヲ		レ	四	ノ	ヲ	存	入	モ	カ
請		ハ	百	解	得	ス	推	ト	為
求		瞭	二	除		ル	定	ニ	ノ
ス		然	十	條		ニ	ヲ	非	他
ル		之	一	件		止	以	ス	ノ
ヲ		ヲ	條	ト		マ	テ		一
要		見	ト	ノ		ラ	足		方
ス		ル	第	間		ス	レ		ヲ
ル		ヲ	四	ニ		レ	リ		ト
モ		得	百	ハ		テ	ト		セ
明		ハ				明			

寫

明	テ	テ	主	期	シ	除	事	解	示
示	豫	己	人	限	明	場	者	除	解
人	期	人	目	許	示	合	ニ	人	除
解	限	人	的	為	解	同	恩	場	除
除	ヲ	ニ	正	セ	除	於	惠	合	ハ
條	抛	在	ニ	カ	條	テ	期	ニ	當
件	棄	レ	裁	ル	件	ハ	限	於	然
ヲ	ス	ハ	判	ハ	ヲ	之	ヲ	テ	行
設	ル	ナ	所	ハ	設	ヲ	許	ハ	ル
テ	コ	リ	ヲ	當	テ	ヲ	與	裁	ル
人	ト	然	ヲ	事	人	許	ス	判	モ
場	テ	ル	テ	者	ル	ス	ル	所	人
合	禁	ニ	期	力	場	ル	得	履	十
ハ	止	第	限	之	合	コ	ル	行	ノ
即	タ	四	ヲ	ヲ	ヲ	ト	モ	ヲ	第
テ	ル	百	許	約	於	ヲ	明	延	ニ
第	カ	六	與	己	テ	得	示	セ	點
四	故	條	セ	人	テ	ス	人	ル	示
而	ニ	ヲ	カ	人	恩	蓋	解	當	ノ
		以							

万

義務ヲ免シ	義務ヲ履行セ	蓋シ本條	禁制ニ例外ヲ付スルモ	事理ヲ研究スルトキハ本條ハ毫モ第四而六條	第四而六條ノ例外ナリト謂テ可カシ且能ク	公益ニ基クモ	曾テ説明セ	限テ請求スルハ	六條ノ規則ノ例外タルカ如ク然レトモ恩惠期
ノ	其	其	可	條	ノ	テ	ハ	ハ	期

五

タ	明	十	下	ヲ	此	金	ヲ	ヲ	十
ル	系	リ	ヲ	得	義	錢	被	適	リ
後	ノ		約	サ	務	若	リ	用	加
ニ	解		ニ	ル	履	ク	タ	ス	之
非	除		ハ	所	行	ハ	ル	ル	此
サ	ハ		ニ	ハ	ノ	有	債	コ	場
レ	懈		拘	當	為	價	務	ト	合
ハ	急		ハ	事	ノ	物	者	有	ニ
行	ヲ		ハ	者	期	ヲ	曾	ル	於
ハ	ル		ラ	當	限	返	テ	何	テ
レ	當		ス	然	ヲ	還	契	レ	モ
ス	事		之	解	請	ス	約	ト	第
故	者		ヲ	除	求	ル	ニ	ナ	四
ニ	遲		遲	ノ	レ	義	因	レ	百
單	滯		延	行	之	務	リ	ハ	六
ハ	付		ス	ハ	ヲ	ヤ	受	當	條
履	也		ル	ル	得	ル	取	然	ノ
行	ヲ		ハ	可	ル	ト	リ	解	規
ノ	レ		一	キ	コ	キ	タ	除	則
為			事	コ		ハ	ル		

百六

ル	第	ハ	ハ	黙	六	定	一	リ	メ
當	一	三	既	示	條	ノ	事	為	定
事	黙	點	之	解	ヲ	タ	因	ス	メ
者	示	アリ	ヲ	除	參	ル	リ	定	タ
ヨ	ノ	獻	示	ト	着	場	債	ラ	ル
リ	解	務	之	明	ス	合	務	ス	期
之	除	言	タ	示	可	ハ	者	但	限
ヲ	毛	六	リ	示	也	此	遲	合	到
申	明	六	今	示	言	限	滯	意	来
立	示	六	其	示	言	在	ニ	ヲ	ス
ツ	示	六	類	示	言	ラ	付	以	ル
ル	示	六	似	示	言	ス	セ	テ	ヲ
コ	解	六	ス	示	言	水	ラ	特	以
ト	除	六	ル	示	言	編	ル	ニ	テ
ヲ	毛	六	所	示	言	第	可	期	契
得	與	六	ヲ	示	言	三	キ	限	約
ス	ニ	六	舉	示	言	而	コ	到	解
是	過	六	ク	示	言	三	ト	来	除
レ	失	六	レ	示	言	十	ヲ	メ	シ
裁	ア	六		示	言				タ

寫本

力	乙	ト	之	其	系	能	ト	テ	判
為	外	モ	ヲ	テ	解	ハ	モ	ハ	所
以	リ	法	申	其	解	カ	自	辯	請
亦	蓋	律	為	効	除	レ	乙	候	求
不	己	ハ	ツ	力	至	ハ	ノ	俟	ス
履	當	特	ル	殺	至	十	過	タ	ル
行	然	ニ	ヲ	生	テ	リ	失	ル	ヲ
行	行	此	得	不	ハ	然	テ	ル	要
ノ	以	解	テ	ル	裁	レ	以	所	ス
為	ル	釋	テ	カ	判	テ	テ	ナ	ル
ノ	ル	ヲ	ト	故	所	モ	訴	リ	所
害	解	擲	考	當	請	當	權	何	法
ヲ	除	行	テ	事	求	然	ノ	ト	黙
被	其	ス	ル	者	テ	行	原	十	示
リ	効	コ	ア	雙	ル	ハ	因	レ	ハ
タ	力	ト	ラ	方	テ	ル	ト	何	解
ル	ヲ	ヲ	ン	孰	待	所	為	人	除
當	ス	明	然	レ	タ	ノ	ス	タ	ニ
事	ル	記	レ	モ	ス	明	ト	リ	付

可也

確	ハ	求	記	本	行	第	之	何	者
定	ル	テ	己	編	レ	二	之	ト	履
不	ル	為	タ	第	タ	申	天	ト	行
ル	解	ス	ル	四	ル	當	減	レ	ノ
毛	人	ニ	カ	而	ト	事	ス	ハ	直
大	場	因	如	二	キ	者	ル	ハ	接
十	合	リ	ク	十	ハ	一	ニ	其	訴
リ	於	確	黙	三	再	且	在	意	権
抑	於	定	示	條	レ	解	テ	思	ヲ
一	テ	己	テ	而	之	除	テ	タル	捨
且	ハ	示	除	テ	寔	訴	ハ	ル	テ
起	明	ハ	場	其	更	権	ナ	其	解
云	白	解	合	選	ス	ト	リ	権	除
外	十	除	ニ	擇	ル	ノ	ハ	利	ヲ
ル	ル	即	テ	ハ	ト	一	テ	ヲ	求
訴	申	々	於	法	ト	擇	レ	ス	ケ
訟	立	當	テ	律	能	レ	ハ	ニ	ル
ハ	ニ	然	ハ	ニ	ハ	之	テ	在	ヲ
概	因	行	請	明	ス	ヲ	ル	ル	要

百六

得	ヲ	ヲ	訴	タ	表	ス	棄	抛	子
ス	求	加	権	ル	示	然	ノ	棄	之
	ハ	フ	ヲ	後	シ	ル	権	ス	ヲ
	ル	ル	行	債	債	債	能	ル	取
	ト	ニ	ハ	権	務	債	ハ	ヲ	下
	キ	至	ン	者	者	権	ル	得	ク
	ハ	ル	ト	其	之	者	決	ル	ル
	更	可	唱	意	カ	一	シ	モ	コ
	ニ	キ	フ	思	為	且	テ	リ	ト
	其	ナ	ル	ヲ	ノ	契	對	ナ	ヲ
	解	リ	ト	変	其	約	手	リ	得
	除	故	キ	シ	事	ヲ	ニ	ト	又
	ヲ	ニ	ハ	更	務	解	害	雖	自
	抛	一	遂	ヲ	ノ	除	ヲ	モ	己
	棄	且	ニ	シ	整	ス	友	此	ノ
	ス	契	對	直	理	ル	ホ	取	利
	ル	約	手	接	ニ	ノ	ス	下	益
	コ	ノ	ニ	履	著	意	可	又	ハ
	ト	解	損	行	手	思	カ	ハ	之
	ス	除	害	ノ	シ	ヲ	ヲ	抛	ヲ

可也

損害	ナル	ノ	ノ	由	ノ	結	ヲ	=	第
賠償	ト	一	履	り	價	果	目	復	三
受	有	方	行	減	額	ヲ	的	己	解
可	ル	ノ	ヲ	少	之	生	ト	合	除
キ	可	不	特	ス	ヲ	ス	ス	意	ハ
ヤ	レ	履	ニ	ル	返	ル	モ	ノ	當
至	故	行	更	コ	還	得	ノ	的	事
当	=	ノ	ウ	ト	ス	ル	十	物	者
ナ	其	為	=	ア	ル	モ	リ	ヲ	ノ
リ	當	以	自	リ	者	=	ト	己	位
足	事	己	ヲ	或	責	ア	雖	テ	置
レ	者	ノ	約	ハ	ヲ	ア	モ	旧	ラ
第	ハ	義	束	當	歸	ラ	未	形	合
四	其	務	ヲ	事	ス	ス	タ	=	意
而	被	ヲ	為	者	ハ	或	必	復	以
	リ	尽	レ	ノ	キ	ハ	ス	セ	前
	タ	ス	テ	一	原	返	己	モ	ノ
	ル	能	テ	方	因	還	モ	ム	位
		ハ	他	直	=	物	此	ル	地

五

反	天	除	口	所	又	高	同	日	二
ス	其	ヲ	タ	以	是	其	一	明	十
ル	希	為	ル	十	レ	失	ニ	五	四
モ	望	ナ	利	何	法	外	レ	解	條
人	ニ	レ	得	何	文	ル	女	解	ニ
ト	外	ル	ト	ト	ニ	利	然	除	規
謂	ル	ル	所	ナ	損	得	レ	ト	定
ハ	利	者	賠	レ	害	ノ	ト	黙	ス
サ	益	其	償	此	賠	填	モ	レ	ル
ル	又	合	ヲ	語	償	補	解	所	以
可	得	意	包	ハ	ナ	ヲ	除	以	テ
カ	レ	ノ	含	受	慣	請	ヲ	ト	テ
ラ	ル	効	ス	ケ	用	求	請	テ	同
ス	條	力	レ	ナ	語	ス	求	付	條
何	理	ヲ	ハ	ル	ヲ	不	ス	キ	ハ
ト	ト	免	ナ	損	用	レ	ル	其	此
ナ	公	カ	リ	失	井	ト	當	規	點
レ	義	レ	蓋	ト	サ	ヲ	事	定	ニ
ハ	ト	併	レ	決	ル	得	者	ヲ	以
其	ニ	セ	解	決	ル	得	者	ヲ	以

五

二	文	フ	モ	其	本	有	テ	希
過	發	者	傳	當	條	ル	收	望
キ	生	ア	止	ヲ	ノ	可	入	也
カ	シ	ラ	條	得	規	カ	ル	タ
レ	ル	ニ	件	タ	定	ラ	ヲ	ル
ル	ル	何	ハ	ル	ハ	ス	得	利
ナ	モ	ト	場	コ	有	ハ	ハ	益
リ	ト	ナ	合	ト	期	ハ	キ	ハ
其	ニ	レ	ニ	年	義	五	カ	更
レ	非	ハ	付	ヲ	務	條	故	ラ
然	ス	傳	ル	待	ハ	重	子	他
リ	唯	止	ハ	タ	場	子	テ	人
條	其	條	方	ス	合	テ	之	ト
件	發	件	シ	レ	ニ	付	ヲ	契
ア	生	附	ク	テ	テ	テ	得	約
ル	ル	ル	其	明	ハ	ル	ル	ヲ
場	希	権	當	カ	回	ル	コ	結
合	望	利	否	ナ	ヨ	ト	ト	ヒ
ニ	ア	ハ	ヲ	レ	リ			以
於	ル	未	疑	ト				

第...

今	一	條	リ	於	得	為	達	已	テ
今	キ	件	テ	テ	セ	正	テ	テ	ハ
左	保	附	モ	モ	レ	條	其	其	權
三	存	ノ	亦	亦	ハ	件	財	財	利
其	處	債	本	本	可	成	産	産	ノ
概	分	権	條	條	カ	熟	権	又	希
要	三	者	規	規	ヲ	人	利	隱	望
ヲ	至	又	定	定	不	美	有	匿	ヲ
子	テ	ハ	適	適	是	効	有	レ	ハ
サ	ハ	有	用	用	ヲ	ヲ	不	又	三
外	一	期	二	二	以	奏	ル	ハ	過
費	々	以	意	意	テ	ス	他	之	キ
三	之	債	發	發	傳	ル	人	ヲ	不
六	ヲ	権	者	者	止	コ	債	以	ト
六	枚	者	カ	キ	條	ト	権	テ	雖
六	擧	カ	行	モ	件	ヲ	者	現	モ
六	ス	行	フ	ノ	ノ	妨	三	三	債
六	ル	フ	テ	下	場	ク	辦	請	務
六	能	テ	テ	シ	合	ル	濟	求	者
六	ハ	得	テ	タ	ニ	ヲ	テ	期	ヲ

百五

封	ル	錯	上	而	不	レ	属	二	本
緘	人	亂	尚	三	ル	訴	レ	箇	編
也	權	者	ホ	十	行	權	而	ハ	中
レ	利	若	失	九	為	ヲ	レ	權	已
ハ	死	ク	踪	條	ヲ	行	テ	利	三
ル	去	ハ	者	及	取	フ	債	ヲ	保
人	又	ホ	ノ	レ	消	ノ	務	詳	存
權	ハ	成	財	第	又	權	者	細	處
利	破	年	產	三	ハ	利	ハ	二	分
條	產	者	管	百	權	第	急	規	ハ
件	レ	ノ	理	四	利	二	テ	定	性
附	タ	後	人	十	即	債	行	レ	質
ノ	ル	見	ヲ	條	ク	務	ハ	タ	ヲ
債	債	人	撰	以	是	者	ル	リ	有
權	務	ヲ	任	下	ナ	ノ	所	第	ス
ノ	者	撰	セ	ヲ	リ	權	ハ	一	ル
為	ノ	任	レ	參	本	利	ノ	債	債
ノ	財	セ	シ	着	編	ヲ	權	務	權
先	產	レ	ノ	ス	第	訴	利	者	者
取	ヲ	ハ	精	ハ	三	害	及	二	ノ

百六

特	他	又	又	若	加	水	キ	其
權	ノ	又	又	々	入	條	權	保
又	法	氏	條	ハ	セ	ハ	利	存
ハ	律	事	件	其	ヨ	解	ヲ	處
抵	ニ	訴	附	債	其	除	有	分
當	規	法	ノ	權	利	件	ス	ヲ
ヲ	定	ニ	債	ノ	益	ノ	ル	行
記	ム	保	權	高	ヲ	事	者	ヲ
入	ル	存	者	ニ	保	ヲ	ハ	行
セ	所	處	ヲ	應	護	言	現	フ
エ	ル	分	エ	レ	ス	ハ	ニ	ニ
ム	可	ノ	テ	債	ル	又	祭	止
ル	レ	性	其	務	ハ	是	生	マ
ノ	非	質	優	者	レ	レ	エ	ラ
ノ	也	アル	先	ハ	方	解	タ	ラ
ノ	非	ル	ノ	財	法	除	ル	ス
ノ	也	差	順	產	ヲ	レ	權	全
ノ	也	押	序	配	規	得	利	ク
ノ	也	ヲ	ニ	當	定	ハ	ヲ	其
ノ	也	規	從				有	權
ノ	也	定						

百六

多	茲	効	ニ	夕	賣	止	ヲ	利
少	ニ	力	其	多	買	セ	行	ヲ
習	之	タ	効	キ	ハ	ル	フ	行
慣	ヲ	ル	力	モ	何	權	ハ	フ
止	示	他	ニ	ノ	レ	利	キ	モ
賣	ス	ノ	著	ニ	ノ	ヲ	モ	ノ
買	モ	契	し	ニ	國	有	ノ	ナル
ニ	敢	約	キ	テ	ニ	ス	ハ	ル
限	テ	ニ	變	且	於	ル	其	カ
ル	不	通	體	其	テ	モ	對	故
ヲ	可	ニ	ヲ	實	モ	十	手	ナ
以	ナ	適	ル	益	實	リ	ハ	リ
テ	ニ	用	モ	頻	際	長	即	是
賣	非	ス	ノ	ル	行	ク	テ	ヲ
買	ス	可	十	重	ハ	條	以	テ
ノ	ト	キ	リ	大	ル	件	テ	保
章	雖	ヲ	而	十	ル	ニ	存	處
ニ	モ	以	テ	ル	コ	因	存	處
至	亦	テ	其	カ	ト	リ	傳	分
リ				故	甚			

百六

之	其	準	今	條	不	多	壹	後
天	性	用	賣	件	凡	少	凡	買
揭	質	不	買	附	任	任	物	取
夕	類	凡	契	性	或	或	品	凡
凡	似	工	約	質	心	心	中	凡
至	已	補	於	又	解	解	試	凡
當	當	得	天	舉	除	除	味	凡
下	事	心	日	其	凡	凡	試	凡
為	者	情	常	其	毛	毛	驗	凡
不	凡	法	多	條	凡	凡	已	凡
但	約	用	及	件	凡	凡	買	凡
他	束	凡	行	射	又	又	主	凡
凡	下	機	以	條	當	當	意	凡
契	凡	算	而	性	事	事	意	凡
約	ト	大	已	質	者	者	適	凡
賣	キ	其	之	又	一	一	已	凡
付	ハ	此	之	付	方	方	已	凡
テ	之	也	二	付	ハ	ハ	已	凡
モ	ヲ							

百

賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣
買	買	買	買	買	買	買	買	買
主	主	主	主	主	主	主	主	主
為	為	為	為	為	為	為	為	為
用	用	用	用	用	用	用	用	用
方	方	方	方	方	方	方	方	方
知	知	知	知	知	知	知	知	知
確	確	確	確	確	確	確	確	確
定	定	定	定	定	定	定	定	定
看	看	看	看	看	看	看	看	看
做	做	做	做	做	做	做	做	做
又	又	又	又	又	又	又	又	又
其	其	其	其	其	其	其	其	其
物	物	物	物	物	物	物	物	物
買	買	買	買	買	買	買	買	買
主	主	主	主	主	主	主	主	主
為	為	為	為	為	為	為	為	為
所	所	所	所	所	所	所	所	所
日	日	日	日	日	日	日	日	日
用	用	用	用	用	用	用	用	用
品	品	品	品	品	品	品	品	品
是	是	是	是	是	是	是	是	是
以	以	以	以	以	以	以	以	以
力	力	力	力	力	力	力	力	力
轉	轉	轉	轉	轉	轉	轉	轉	轉
賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣	賣
此	此	此	此	此	此	此	此	此
等	等	等	等	等	等	等	等	等
日	日	日	日	日	日	日	日	日
用	用	用	用	用	用	用	用	用
品	品	品	品	品	品	品	品	品
一	一	一	一	一	一	一	一	一
家	家	家	家	家	家	家	家	家
消	消	消	消	消	消	消	消	消
費	費	費	費	費	費	費	費	費
一	一	一	一	一	一	一	一	一
主	主	主	主	主	主	主	主	主
買	買	買	買	買	買	買	買	買
而	而	而	而	而	而	而	而	而
傳	傳	傳	傳	傳	傳	傳	傳	傳
意	意	意	意	意	意	意	意	意
即	即	即	即	即	即	即	即	即

寫

異	説	此	系	毛	代	コ	又	ハ	ス
ヲ	明	條	ノ	ノ	價	ト	右	其	ス
生	己	件	解	ト	ヲ	有	ノ	條	其
ス	タ	ノ	除	着	拂	リ	條	件	意
ル	ル	傳	條	做	ハ	例	ハ	解	適
毛	如	止	件	ス	カ	ハ	事	除	セ
ノ	ク	タ	ヲ	可	ル	ハ	実	ノ	カ
十	危	ル	リ	レ	ト	日	ノ	毛	レ
リ	除	ト	ト	之	キ	用	情	ノ	ハ
	ノ	解	謂	ニ	ハ	品	况	ノ	買
	點	除	フ	反	其	ノ	計	十	取
	ニ	タ	ヲ	ス	賣	引	三	リ	ク
	測	ル	得	ル	買	渡	因	テ	ス
	レ	ト	ハ	場	ハ	十	リ	ス	ト
	大	ノ	レ	合	停	ク	性	ハ	云
	ニ	區	ハ	ニ	止	又	質	ハ	ハ
	利	別	ハ	於	條	其	ヲ	金	ル
	害	ハ	其	テ	件	試	寔	ノ	ト
	ノ	前	ハ	ハ	附	味	ス	ハ	キ
	差	ニ		黙	ノ	前	ル		

写

戴	約	然	ス	キ	買	ヲ	ニ	ル	勿
當	ル	レ		試	主	運	條	ト	論
事	ル	ト		驗	一	フ	件	キ	物
者	非	毛		ヲ	身	ス	多	ハ	品
ノ	サ	試		經	ハ	ル	少	買	ノ
一	レ	味		ル	使	ヲ	任	主	形
方	ハ	試		ハ	用	得	意	漫	狀
若	右	驗		習	ニ	セ	ナ	之	完
ク	ノ	ス		慣	供	ニ	ル	ヲ	全
買	條	ル		ヲ	ス	カ	毛	拒	ニ
雙	件	習		ル	ル	可	買	絶	レ
方	存	慣		物	采	カ	主	ス	テ
ハ	セ	十		ニ	馬	ラ	ヲ	ル	通
為	カ	キ		付	若	サ	レ	コ	常
必	ル	物		テ	ク	レ	テ	ト	ノ
解	毛	至		毛	ハ	ハ	其	ヲ	品
約	ノ	テ		亦	駕	十	專	得	質
ノ	ト	ハ		同	馬	リ	恣	ス	ヲ
權	ス	特		ニ	ノ		意	蓋	有
				ト	如				ス

馬

之	ヲ	ニ	附	ハ	ニ	タ	ア	手	能
ヲ	失	テ	ハ	ル	ニ	リ	ル	ニ	テ
返	ヒ	解	解	コ	テ	下	場	テ	付
付	又	約	約	ト	當	省	合	之	ニ
ハ	ハ	ス	ノ	ヲ	事	做	ニ	ヲ	テ
ル	其	ル	過	證	者	ス	於	約	賣
モ	受	者	急	ス	ノ	コ	テ	ス	買
人	取	ハ	料	ル	着	下	ハ	ル	ヲ
ト	リ	其	任	モ	実	ヲ	即	コ	為
又	タ	手	意	上	ニ	得	テ	ト	ス
但	ル	附	解	オ	義	蓋	黙	ア	コ
當	金	ト	除	リ	務	ニ	示	リ	ト
事	額	ニ	ハ	此	ヲ	手	ハ	手	有
者	ト	テ	賠	場	帶	附	ハ	附	ハ
手	同	與	償	合	口	ハ	一	概	此
附	額	ハ	タ	ハ	漫	種	種	子	權
ヲ	添	ル	ル	モ	ニ	ノ	能	金	能
授	ハ	金	モ	ノ	解	擔	ヲ	錢	タ
受	テ	額	ノ	ハ	約	保	設	十	ル
ス	テ	額	ニ	手	セ		ケ	リ	黙

有

賣渡	參賣主或ル	所ノ事情ニ從テ	リト謂ハル	キハ解約ノ權能ヲ設ケ手附トシテ之ヲ喚ハタルト	有ル可キ然レトモ賣主ヨリ金錢ヲ喚ハタルト	手附	買主ヨリ金錢ヲ喚ハタルト	ハ裁判所事情ニ從テ此問題ヲ斷定ス可キ即チ	ルニ當リ明ニ解約ノ權能ヲ約定セカリトキ
ス	賣主	從	ハ	ノ	然	ア	リ	所	リ
ヲ	或	ニ	カ	ノ	レ	ラ	金	事	明
得	ル	從	ル	權	レ	ス	錢	情	ニ
ハ	期	ニ	又	能	ト	ニ	ヲ	從	解
キ	間	テ	得	ヲ	モ	テ	喚	テ	約
ト	内	判定ス	テ	設	賣	代	ハ	此	ノ
ハ	賣渡物	ハ	可	ケ	主	價	タルト	問題	權
賣買	物	キ	キ	手	ヨ	内	ト	題	能
ヲ	ノ	所	此	附	リ	金	キ	ヲ	ヲ
解除	ノ	中	点	ト	金	錢	ハ	斷	定
ス	一	ノ	タル	ニ	ヲ	過	或	定	セ
可	層	裁	一	テ	喚	キ	ハ	ス	カ
キ	高價	判	ニ	ヲ	ハ	サ	其	可	リ
ト	ニ	裁	裁	喚	タル	ル	金	キ	ト
約	テ	判	判	ハ	ト	コ	錢	即	キ

寫

然	リ	ナ	テ	己	賣	肆	コ	テ	ス
ル	タ	レ	此	賣	買	或	ト	同	ル
ニ	ル	ハ	條	主	ヲ	ル	ヲ	一	コ
約	代	麦	件	ノ	為	期	約	ノ	ト
束	價	戻	タ	為	ス	間	ス	物	ヲ
ノ	及	権	ル	ノ	コ	内	ル	ヲ	得
期	ニ	能	純	ニ	ト	ニ	ヲ	買	又
限	契	ヲ	然	要	有	麦	得	得	之
内	約	行	タ	約	リ	戻	ハ	キ	ニ
ニ	人	ハ	ル	ス	此	戻	キ	ト	反
賣	費	ン	任	ル	約	ヲ	ト	キ	己
主	用	ト	意	所	歟	為	ハ	キ	買
右	ヲ	ス	ノ	解	タル	ス	ハ	ハ	主
ノ	返	ル	モ	除	ル	ノ	解	除	一
金	還	賣	ノ	條	麦	権	ヲ	ヲ	層
額	ス	主	ニ	件	戻	能	為	ノ	依
ヲ	ル	ハ	非	ナ	約	ヲ	不	價	ヲ
調	ヲ	其	ズ	リ	歟	換	可	ヲ	以
達	要	受	何	而	ト	テ	キ		
ス	ス	取	ト	己	稱				

百六

第二款
目的
單一選擇
又ハ任意ノ義

リ	文	如	ノ	如	以	要	ア	久	ル
	換	キ	條	キ	外	約	ル	エ	能
	：	市	件	ハ	ノ	ス	ヲ	ク	ハ
	放	之	ヲ	賣	契	ル	以	不	サ
	テ	：	附	買	約	前	テ	確	ル
	ハ	右	ス	ト	：	：	法	然	コ
	此	ノ	ル	大	附	述	律	十	ト
	條	條	コ	：	ス	ハ	ハ	ル	有
	件	件	ト	類	ル	タ	五	ハ	ル
	ヲ	ヲ	往	似	ヲ	ル	年	之	可
	設	附	々	ス	得	如	以	ヲ	ケ
	ク	ス	之	ル	ル	ク	後	取	レ
	ル	ル	レ	モ	モ	是	：	得	ハ
	ヲ	コ	有	ノ	ノ	等	涉	ス	十
	得	ト	リ	：	十	ノ	ル	ル	リ
	ル	ヲ	會	エ	リ	條	受	第	且
	又	得	社	テ	賃	件	戻	三	所
	明	況	契	之	貸	ハ	権	者	有
	カ	シ	約	：	借	賣	能	：	権
	十	又	ノ	右	ノ	買	ヲ	害	ノ